

○家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）新旧対照表  
最終改正：平成30年4月2日付け29消安第6794号農林水産省消費・安全局通知

（下線は改正部分）

改正後	改正前
<p>I 防疫対策の基本的考え方</p> <p>1 防疫をめぐる情勢について</p> <p>我が国の畜産は、近年、急速に経営規模の拡大が進展し、家畜・畜産物の流通量が増大し、広域的に流通するようになっている。このため、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となるおそれがある。また、貿易の自由化が進展し、海外の家畜・畜産物の流通が増大している中で、口蹄疫等の越境性動物疾病の侵入の危険性も高まってきている。</p> <p>更に、豚流行性下痢等のようなしばらく問題となっていなかった疾病（再興感染症）が見られるほか、動物由来で人に感染を起こすサルモネラ感染症等（動物由来感染症）が問題となっている。</p> <p><u>また、伝達性海綿状脳症は昭和61年に英国において初めて確認された。その後、欧州諸国に広がり、平成13年には我が国においてもその発生が確認され、畜産農家を含めた食肉業界に大きな混乱が広がった。このような新たな疾病の発生（新興感染症）は、今後も起こり得る状況にある。</u></p> <p>このような状況に対処するため、危機管理の観点からの事前対応型の防疫体制を構築し、より効果的かつ効率的な防疫措置が講じられるよう防疫推進体制を整備することが重要となっている。本要綱は、このような情勢を踏まえ家畜伝染病予防法の監視伝染病について基本的な防疫対策の推進方向を示すものである。</p> <p>2 防疫対策の基本的な推進方向について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家畜の飼養者等の果たすべき役割</p> <p>家畜の伝染性疾病による損耗防止の徹底を期するためには、家畜飼養者自らが自衛防疫として日常の衛生管理の徹底、的確な予防接種、検査等を実施することが重要であり、自衛防疫は、家畜防疫の基礎をなすものとして位置付けられる。</p> <p>自衛防疫には、家畜防疫措置の効果的かつ効率的な実施という観点から、全国又は地域で組織的・統一的に実施する必要があるものとして<u>県の家畜畜産物衛生指導協会等</u>（以下「協会等」とい</p>	<p>I 防疫対策の基本的考え方</p> <p>1 防疫をめぐる情勢について</p> <p>我が国の畜産は、近年、急速に経営規模の拡大が進展し、家畜・畜産物の流通量が増大し、広域的に流通するようになっている。このため、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となるおそれがある。また、貿易の自由化が進展し、海外の家畜・畜産物の流通が増大している中で、口蹄疫等の悪性伝染病の侵入の危険性も高まってきている。</p> <p>更に、<u>国内外において伝染性海綿状脳症等の新たな疾病の発生（新興感染症）、豚流行性下痢等のようなしばらく問題となっていなかった疾病（再興感染症）</u>が見られるほか、動物由来で人に感染を起こすサルモネラ感染症等（動物由来感染症）が問題となっている。</p> <p>このような状況に対処するため、危機管理の観点からの事前対応型の防疫体制を構築し、より効果的かつ効率的な防疫措置が講じられるよう防疫推進体制を整備することが重要となっている。本要綱は、このような情勢を踏まえ家畜伝染病予防法の監視伝染病について基本的な防疫対策の推進方向を示すものである。</p> <p>2 防疫対策の基本的な推進方向について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家畜の飼養者等の果たすべき役割</p> <p>家畜の伝染性疾病による損耗防止の徹底を期するためには、家畜飼養者自らが自衛防疫として日常の衛生管理の徹底、的確な予防接種、検査等を実施することが重要であり、自衛防疫は、家畜防疫の基礎をなすものとして位置付けられる。</p> <p>自衛防疫には、家畜防疫措置の効果的かつ効率的な実施という観点から、全国又は地域で組織的・統一的に実施する必要があるものとして<u>社団法人家畜畜産物衛生指導協会等</u>（以下「協会等」</p>

う。)の団体が主導して行うものと家畜飼養者が個別に実施するものとがある。

また、協会等の団体が主導して行う組織的な自衛防疫においては、自衛防疫の実施プログラムの策定、家畜飼養者等に対する自衛防疫の重要性に関する普及・啓発活動、家畜の伝染性疾患の清浄化を図るため実施する予防接種、サーベイランス結果に基づき家畜の伝染性疾患の発生防止のため一定の地域において組織的に行う予防接種、組織的に行うことが効果的・効率的な自主的検査等を実施する。

更に、これらの団体は、国及び県との密接な連携の下、家畜飼養者が個別に実施する自衛防疫の円滑な実施のための指導を行う必要がある。

(5) (略)

3 (略)

4 防疫対策の具体的推進について

(1) 発生予防について

(略)

ア～ウ (略)

エ 報告及び通報

(略)

(ア) (略)

(イ) 法第12条の2の規定に基づく家畜伝染病予防法施行規則(以下「規則」という。)第20条第2項の規定による関係県知事への通報は、毎月10日までに、その前月中にとった措置について、規則別記様式第14号に準ずる様式により行う。

(2) まん延防止について

(略)

ア 患畜等の届出、報告等

(略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 家畜伝染病の疑いがある場合には、「病性鑑定指針」(平成10年10月22日付け10畜A第1937号農林水産省畜産局長通達。以下単に「病性鑑定指針」という。)に基づき迅速に病性を決定する。

(エ) (略)

イ～コ (略)

(3) (略)

という。)の団体が主導して行うものと家畜飼養者が個別に実施するものとがある。

また、協会等の団体が主導して行う組織的な自衛防疫においては、自衛防疫の実施プログラムの策定、家畜飼養者等に対する自衛防疫の重要性に関する普及・啓発活動、家畜の伝染性疾患の清浄化を図るため実施する予防接種、サーベイランス結果に基づき家畜の伝染性疾患の発生防止のため一定の地域において組織的に行う予防接種、組織的に行うことが効果的・効率的な自主的検査等を実施する。

更に、これらの団体は、国及び県との密接な連携の下、家畜飼養者が個別に実施する自衛防疫の円滑な実施のための指導を行う必要がある。

(5) (略)

3 (略)

4 防疫対策の具体的推進について

(1) 発生予防について

(略)

ア～ウ (略)

エ 報告及び通報

(略)

(ア) (略)

(イ) 法第12条の2の規定に基づく家畜伝染病予防法施行規則(以下「規則」という。)第21条第3項の規定による関係県知事への通報は、毎月10日までに、その前月中にとった措置について、規則別記様式第14号に準ずる様式により行う。

(2) まん延防止について

(略)

ア 患畜等の届出、報告等

(略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 家畜伝染病の疑いがある場合には、「病性鑑定指針」(平成10年10月22日付け10畜A第1937号農林水産省畜産局長通達)に基づき迅速に病性を決定する。

(エ) (略)

イ～コ (略)

(3) (略)

5 (略)

6 越境性動物疾病等の防疫について

口蹄疫等の越境性動物疾病がなお世界の広範囲の地域に存在している一方、国際的な貿易の自由化の進展から動物・畜産物についても、多様な国から多様な品目が輸入されており、海外からの監視伝染病の侵入機会は更に増加している状況にある。このため、これら動物及び畜産物の輸入に伴う越境性動物疾病をはじめとする監視伝染病の侵入防止について、今後、なお一層の注意を払い、防疫に万全を期することが必要である。

(1) (略)

(2) 越境性動物疾病等防疫体制の強化

ア 県においては、特定家畜伝染病防疫指針（法第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針をいう。以下同じ。）を基本として具体的な防疫措置要領を検討・作成し、緊急防疫体制を確立するとともに関係技術者や家畜飼養者に対する普及・啓発運動を強化するよう措置することが必要である。

イ 家畜の伝染性疾患と思われる不明疾患が発生した場合は法第4条の2の規定に基づく対応を、また、発生疾患が我が国における初発例と思われる場合には、速やかに国に連絡するとともに、その指示により必要な場合には特定家畜伝染病防疫指針及び病性鑑定指針に基づいて材料を採取し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）へ持参又は送付する。また、病性の最終決定は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）及び動物衛生研究部門等の研究機関と検討の上行う。この際、当該疾患により畜産に重大な影響を及ぼすと考えられる場合は、病性が決定するまでの期間におけるまん延防止の措置について、とりあえず周辺への拡大を防止するための指導を行った上で速やかな対応を図る必要がある。

ウ 国及び県は、越境性動物疾病等の防疫措置方法について防疫演習の実施に努め、発生時の効率的防疫活動に資する。また、国においては、口蹄疫予防液等の必要な予防液を備蓄し、不測の事態に備える。

エ 国は、海外における疾患の発生動向に関する情報収集に努めるとともに、越境性動物疾病等の侵入防止とまん延防止に必要な技術開発並びに診断体制の整備等に万全を期する。

II 個別疾病対策

5 (略)

6 海外悪性伝染病等の防疫について

口蹄疫等の海外悪性伝染病がなお世界の広範囲の地域に存在している一方、国際的な貿易の自由化の進展から動物・畜産物についても、多様な国から多様な品目が輸入されており、海外からの監視伝染病の侵入機会は更に増加している状況にある。このため、これら動物及び畜産物の輸入に伴う海外悪性伝染病をはじめとする監視伝染病の侵入防止について、今後、なお一層の注意を払い、防疫に万全を期することが必要である。

(1) (略)

(2) 海外悪性伝染病等防疫体制の強化

ア 県においては、海外悪性伝染病防疫要領（昭和50年9月16日付け50畜A第3483号農林水産省畜産局長通知）を基本として具体的な防疫措置要領を検討・作成し、緊急防疫体制を確立するとともに関係技術者や家畜飼養者に対する普及・啓発運動を強化するよう措置することが必要である。

イ 家畜の伝染性疾患と思われる不明疾患が発生した場合は法第4条の2の規定に基づく対応を、また、発生疾患が我が国における初発例と思われる場合には、速やかに国に連絡するとともに、その指示により必要な場合には海外悪性伝染病防疫要領及び病性鑑定指針に基づいて材料を採取し、独立行政法人農業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）へ持参又は送付する。また、病性の最終決定は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）及び動物衛生研究所等の研究機関と検討の上行う。この際、当該疾患により畜産に重大な影響を及ぼすと考えられる場合は、病性が決定するまでの期間におけるまん延防止の措置について、とりあえず周辺への拡大を防止するための指導を行った上で速やかな対応を図る必要がある。

ウ 国及び県は、海外悪性伝染病等の防疫措置方法について防疫演習の実施に努め、発生時の効率的防疫活動に資する。また、国においては、口蹄疫予防液及び牛疫予防液を備蓄し、不測の事態に備える。

エ 国は、海外における疾患の発生動向に関する情報収集に努めるとともに、海外悪性伝染病等の侵入防止とまん延防止に必要な技術開発並びに診断体制の整備等に万全を期する。

II 個別疾病対策

<p>&lt;家畜伝染病&gt; 1 (略)</p>	<p>&lt;家畜伝染病&gt; 1 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 ブルセラ病  <u>本病は、法第5条の規定に基づく検査及び当該検査により摘発した患畜の法第17条の規定に基づく殺処分を基本とした防疫対策により清浄化が進展している。</u>  <u>引き続き、清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</u>  <u>今後、本病については、動物衛生課長が定めるところにより、全国的な清浄性確認サーベイランスを実施する。</u></p>	<p>3 ブルセラ病  <u>本病については、非清浄地域において飼育されている搾乳牛、種雄牛及びそれら同居牛の他、県知事が必要と認めた牛について法第5条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第17条の規定に基づく殺処分を基本とした発生予防及びまん延防止の徹底により清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</u></p> <p>(発生予防及びまん延防止対策)  <u>(1) 本病の患畜は、速やかに法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図り、法第17条の規定に基づき発生後2週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清(10ml)及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。</u>  <u>(2) 法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。</u>  <u>(3) 本病の非清浄地域の指定については、別記8による。</u></p>
<p>4 結核病  <u>本病は、法第5条の規定に基づく検査及び当該検査により摘発した患畜の法第17条の規定に基づく殺処分を基本とした防疫対策により清浄化が進展している。</u>  <u>引き続き、清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。また、食肉検査機関との連携を強化するとともに、と畜場において患畜が確認された場合には、Iの4の(2)のコの(イ)に基づき、適切な防疫措置を講じる必要がある。</u>  <u>今後、本病については、動物衛生課長が定めるところにより、全国的な清浄性確認サーベイランスを実施する。</u></p>	<p>4 結核病  <u>本病については、非清浄地域において飼育されている搾乳牛、種雄牛及びそれら同居牛の他、県知事が必要と認めた牛について法第5条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第17条の規定に基づく殺処分を基本とした発生予防及びまん延防止の徹底により清浄度の維持・清浄化の達成を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</u></p> <p>(発生予防及びまん延防止対策)  <u>(1) 本病の患畜は、速やかに法第14条第1項の規定に基づく隔離の</u></p>

	<p><u>徹底を図り、法第17条の規定に基づき発生後2週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清（10ml）及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。</u></p> <p><u>(2) 乳用牛以外の牛については、主としてと畜場において本病が摘発されていることから、今後とも食肉検査機関との連携を強化して、と畜場における患畜の的確な把握に努めるとともに、当該患畜の出荷元のすべての飼養牛についての検査を実施して、清浄化の一層の推進を図る必要がある。</u></p> <p><u>(3) 法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。</u></p> <p><u>(4) 本病の非清浄地域の指定については、別記8による。</u></p>
<p>5 ヨーネ病</p> <p><u>本病は、適切な飼養衛生管理による発生予防対策及び法第17条の規定に基づく患畜の殺処分、消毒等によるまん延防止対策を講ずるとともに、「牛のヨーネ病防疫対策要領」（平成18年11月1日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、総合的な対策を推進する必要がある。</u></p>	<p>5 ヨーネ病</p> <p><u>本病の発生は、従来主に輸入牛で見られていたが、近年は、国内生産牛や特用家畜でも見られ、その発生頭数は急増しており、全国的なまん延が危惧されている。本病については、発生地域における飼養牛及び導入牛について法第5条の規定に基づく検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第17条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</u></p> <p><u>（発生予防及びまん延防止対策）</u></p> <p><u>(1) 本病の患畜は、速やかに法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図り、法第17条の規定に基づき発生後2週間以内に殺処分を行うよう命ずる必要がある。なお、殺処分に際しては、剖検記録を作成し、病性鑑定材料を採取して菌分離等の検査を行う必要がある。また、原則的には動物衛生研究所と連絡をとり、発生記録、殺処分時血清（10ml）及び病性鑑定材料を動物衛生研究所に送付する。</u></p> <p><u>(2) 法第20条第1項の規定に基づく病性鑑定のための殺処分は、原則として実施しない。</u></p> <p><u>(3) 過去に本病の発生があった農場については、定期的な検査、畜舎の消毒、ふん便の衛生的処理等の日常の衛生的管理の徹底に努め、病原体による環境汚染の低減・防止を図るとともに、本病の病原体を排出する可能性のある成牛と本病の病原体に感受性の高い哺乳牛等幼若牛を分離して飼育し、衛生的な初乳を給与する等により農場内での水平伝播を防止するよう指導する必要がある。</u></p>

	<p>また、<u>患畜の摘発が連続する等汚染が高度で成牛と哺乳牛等を分離して飼育することでは清浄化の進展が困難な場合には、患畜の同居牛の自主的とう汰も視野に入れ、防疫対策を講ずることが重要である。</u></p> <p><u>(4) 発生農場の堆肥については、草地への直接還元は避け、切り返し等を十分行い熟成堆肥として処理するよう家畜飼養者を指導する必要がある。</u></p> <p><u>(5) 過去に発生のない農場において本病の発生地域から家畜を移入する場合には、本病について清浄である旨の証明書の確認を行って移入するよう家畜飼養者を指導することが重要であり、必要に応じた導入時の検査を実施し、清浄度の維持を図る必要がある。</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 <u>伝達性海綿状脳症</u>  <u>法第2条及び家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号。以下「政令」という。)第1条の表の上欄に掲げる伝達性海綿状脳症とは、牛海綿状脳症、スクレイピー等プリオンが原因となるものをいう。</u>  <u>牛の伝達性海綿状脳症である牛海綿状脳症については、我が国において、平成13年に初めて確認されたが、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)、牛海綿状脳症対策基本計画(平成14年7月31日農林水産大臣・厚生労働大臣公表)及び牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年3月17日農林水産大臣公表)に基づく対策を進めてきたことにより、平成14年2月以降に出生した牛での発生は確認されていない。このため、引き続き、これらの対策を推進する必要がある。</u>  <u>めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症であるスクレイピーについては、我が国においても、散発的に発生が報告されているが、近年、これまで我が国で発生が確認されていたものと性状が異なる非定型のスクレイピーの発生が確認されている。この非定型スクレイピーは、いまだ不明な点も多いため、従来型のスクレイピーと同様、疫学的に関係のあるめん羊又は山羊を特定するとともに、「伝達性海綿状脳症(TSE)検査対応マニュアル」(平成15年6月17日付け15生畜第1337号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき、本病の清浄度の確認を中心とした防疫対策を推進する必要がある。</u></p>	<p>7 <u>伝染性海綿状脳症</u>  <u>法第2条及び家畜伝染病予防法施行令第1条に掲げる伝染性海綿状脳症とは、牛海綿状脳症、スクレイピー等プリオンが原因となるものをいう。我が国で発生をみているものはスクレイピーのみである。</u>  <u>スクレイピーについては、生前診断方法、予防法及び治療法は、現在までのところ十分確立されているとはいえない状況にある。このため、疫学的に本病の発生と関係のある農場及び輸入めん羊を飼養する農場の家畜飼養者を中心として、本病の早期発見のための病原体の特性についての啓発と立入検査による本病の清浄度の検査を中心とした伝播の防止に重点を置いて防疫措置を講ずる必要がある。</u></p> <p><u>(発生予防及びまん延防止対策)</u>  <u>(1) 本病は、激しい搔痒及び脱毛(搔痒感から体を壁や立木等に擦</u></p>

	<p>りつけるために、腹背部や腎部を中心に顕著な脱毛が見られる。)、無気力化、麻痺、運動失調、発育不良等の臨床症状を呈する。このため、日常の飼養管理に当たっては、これらの症状の有無を十分観察し、当該症状又は類似症状を認めた場合は速やかに最寄りの家畜保健衛生所へ通報するよう家畜飼養者を指導することが必要である。</p> <p>(2) 本病の伝播経路については、未だ十分解明されていないが、一般的に垂直感染及び水平感染の両者が起こり得るとされている。特に、感染めん羊の胎盤を食することが未感染めん羊への重要な伝播経路になると言われている。このため、分娩房の設置及び分娩時の胎盤や血液汚染物の焼却等による後産の衛生的な処理に努めるよう家畜飼養者を指導することが必要である。</p> <p>(3) 本病の既発生農場及びそれらと疫学的に関連のある農場並びに輸入めん羊の飼養農場について、法第5条若しくは法第51条の規定に基づく立入検査を定期的実施し、清浄度を確認していく必要がある。</p> <p>(4) 本病については、進行性、致死性の疾病で、治療方法もないことから、症状、親子若しくは兄弟等疫学的関連等から本病の罹患が疑われるめん羊が発見された場合は、法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図るとともに、法第17条の規定に基づく殺処分を実施する必要がある。当該めん羊を飼養していた畜舎等については、2%次亜塩素酸液等で消毒するよう家畜飼養者を指導することが必要である。また、速やかに発生めん羊についての疫学調査を実施し、関係県に連絡することが重要である。</p> <p>(5) 本病に罹患しためん羊の殺処分は、焼却施設のある家畜保健衛生所の病性鑑定施設で実施し、病性鑑定用材料を採取する必要がある。また、本病の病性鑑定は、動物衛生研究所で実施するため、病性鑑定用材料の採取、処理、送付等の方法について動物衛生研究所とあらかじめ連絡をとる必要がある。</p> <p>なお、剖検に当たっては、血液、体液、骨粉、悪露等の飛散に注意するとともに、病性鑑定用材料の採取に用いた器具等は2%次亜塩素酸液等で十分に消毒し、死体は確実に焼却する必要がある。</p>
<p>8 馬伝染性貧血</p> <p>本病は、我が国で古くから発生が続発してきたものの、寒天ゲル内沈降反応による血清診断法の確立以降、本病に罹患した馬の確実な摘発と法第17条の規定に基づく患畜の殺処分を基本とした防疫対</p>	<p>8 馬伝染性貧血</p> <p>本病は、近年発生もなく清浄化が進展してきている。今後、本病については、法第5条の規定に基づき種牝馬、種牡馬、競走馬等の全頭を検査対象として清浄度の維持に努める必要がある。</p>

<p>策により、我が国において清浄化されたと考えられる。このため、今後、侵入防止に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</p> <p>(発生予防対策)</p> <p>(1) <u>輸入馬（輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用馬を除く。）</u>については、本病の潜伏期間を考慮し、輸入後少なくとも1か月の間隔をあげ、着地検査期間中に本病の検査を受けるよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導する必要がある。なお、着地検査期間を1か月以下に短縮した海外遠征馬については、可能な限り当該期間の終了直前に検査を受けるよう助言・指導すること。</p> <p>(2) <u>輸入された肥育用馬</u>については、輸入後、と畜場に出荷するまでの間、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養するよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導する必要がある。</p> <p>(3) <u>家畜防疫員は、必要に応じて、法第51条第1項の規定に基づき、本病の検査を実施する。</u></p> <p>(まん延防止対策)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>(発生予防対策)</p> <p>(1) <u>本病については、法第5条の規定に基づく検査を実施するとともに、競技用馬、乗用馬、農耕馬、愛玩用ポニー等規則第9条第2項の規定に基づく検査の対象としていない馬についても積極的に検査対象として指定し、必要に応じ法第5条の規定に基づく検査を関係団体等と十分連絡をとりつつ効果的かつ効率的に実施し、県下全域における清浄度の把握に努める必要がある。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(まん延防止対策)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>9 豚コレラ</u>  <u>本病については、原則として全国的に豚コレラ予防液の接種を中止したことから、「豚コレラ防疫対策要領」（平成12年10月1日付け12畜A第2769号農林水産省畜産局長通知）に基づき清浄性の維持、確認のための検査及び調査並びに万一の発生に備えた防疫体制の一層の整備に努める必要がある。</u></p>
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>10 家きんサルモネラ感染症</u> (略)</p> <p>(発生予防対策)</p> <p>(1) <u>種鶏及び種鶏候補鶏については、中すう期及び産卵開始前における自衛検査の実施について家畜飼養者を積極的に指導することが重要である。種鶏については、毎年少なくとも一回、法第5条の規定に基づく検査を実施する必要がある。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(まん延防止対策)</p>	<p><u>11 家きんサルモネラ感染症</u> (略)</p> <p>(発生予防対策)</p> <p>(1) <u>種鶏及び種鶏候補鶏については、中すう期及び産卵開始前における自衛検査の実施について家畜飼養者を積極的に指導することが重要である。種鶏については、毎年少なくとも一回、法第5条の規定に基づく検査（おおむね飼養羽数の10%、最少100羽。ただし、陽性鶏が摘発された場合は全羽数。）を実施する必要がある。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(まん延防止対策)</p>



(4) ~ (6) (略)	(4) ~ (6) (略)
11~15 (略)	12~16 (略)
<p>16 牛ウイルス性下痢・粘膜病 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の飼養生においては、必要に応じて抗原検査を実施するとともに、持続感染が疑われる場合には、再度抗原検査を実施して、持続感染の有無を確認する必要がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (1)から(3)までの防疫措置の詳細は、動物衛生課長が定めるところによる。</p>	<p>17 牛ウイルス性下痢・粘膜病 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既発生牛群においては、必要に応じて抗体検査を実施するとともに、持続感染が疑われる場合には、ウイルス分離試験を実施して、持続感染の有無を確認する必要がある。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
17 (略)	18 (略)
<p>18 牛白血病 本病は、近年、我が国で発生が増加しており、それに伴い生産現場での被害も増加している。このため、「牛白血病に関する衛生対策ガイドラインの策定について」(平成27年4月2日付け26消第6117号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、本病の関係者が一丸となり、浸潤状況に応じた防疫措置を的確に講じ、農場及び地域を清浄化するための対策を講ずる必要がある。</p>	<p>19 牛白血病 本病は、主に吸血昆虫が媒介し、また、放牧経験牛の抗体保有状況が未経験牛に比べ高くなっていることから、放牧牛間での伝播防止に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 牛白血病が継続的に発生している地域及び牛白血病ウイルス抗体陽性牛が多数確認されている地域にあつては、共同牧野等に放牧する牛(6カ月未満の牛を除く。)について、入牧時に検査を実施するよう家畜飼養者を指導する必要がある。</p> <p>(2) 定期的に検査を実施し、確認された抗体陽性牛は放牧を取りやめ、舎飼いすることが必要である。やむを得ず放牧する場合は、牧区の区分や時間を区分けした放牧等による抗体陰性牛との分離放牧等により伝播の防止を図るよう家畜飼養者を指導する必要がある。この際、抗体陽性牛を舎飼いする場合は、特に吸血昆虫の活動時期は、抗体陰性牛と異なる畜舎で飼育するか、ネット等吸血昆虫の往来を防止し得る仕切りを設置することにより抗体陰性牛と区分して飼育するほか、吸血昆虫の防除に努めるよう家畜飼養者を指導する必要がある。なお、導入牛については、導入時に検査を実施して、陰性を確認した後に飼養生群に加えるよう家畜飼養者を指導する必要がある。</p>

	<p>(3) 抗体陽性牛の搾乳は、陰性牛の搾乳の後にいき、搾乳した生乳は、哺育に使用しないよう指導するとともに、抗体陽性牛から生産された子牛については、早期に母牛から離して飼育するよう家畜飼養者を指導する必要がある。</p> <p>(4) 本病の抗体陽性牛は、早期にとう汰するよう家畜飼養者を指導する必要がある。</p>
19・20 (略)	20・21 (略)
<p>21 牛丘疹性口炎</p> <p>本病は、昭和44年に輸入肉用牛に初めて発生した。主要症状は丘疹及び発疹、病変は口、乳房、乳頭に形成される。特に初期病変は水泡形成等、口蹄疫に類似するため類症鑑別が重要である。本病の疑いのある症状を示す家畜が発見された場合には、臨床症状と疫学的なまん延状況を的確に把握した上で口蹄疫等との鑑別を行うが、臨床疫学的な鑑別が困難な場合には、速やかに動物衛生課に通報し、特定家畜伝染病防疫指針に基づく措置を取る必要がある。</p>	<p>22 牛丘疹性口炎</p> <p>本病は、1969年に輸入肉用牛に初めて発生した。発生は放牧牛でみられ、主要症状は丘疹及び発疹、病変は口、乳房、乳頭に形成される。特に初期病変は水泡形成等、口蹄疫に類似するため類症鑑別が重要であることから、疫学的状況も考慮しつつ、基本的には海外悪性伝染病防疫要領に沿った防疫対応を図る必要がある。</p>
22～29 (略)	23～30 (略)
<p>30 馬インフルエンザ (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本病ウイルスは抗原性が変異しやすく、新たな変異株による流行があった場合は既存の予防液では十分な効果が見られない場合も想定されることから、今後の効果的な発生予防に資するため、病性鑑定に当たってはウイルス分離に努め、分離したウイルス株の抗原性を明らかにするため、速やかに動物衛生研究部門へ病性鑑定材料を送付又は持参する必要がある。</p>	<p>31 馬インフルエンザ (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 本病ウイルスは抗原性が変異しやすく、新たな変異株による流行があった場合は既存の予防液では十分な効果が見られない場合も想定されることから、今後の効果的な発生予防に資するため、病性鑑定に当たってはウイルス分離に努め、分離したウイルス株の抗原性を明らかにするため、速やかに動物衛生研究所へ病性鑑定材料を送付又は持参する必要がある。</p>
31～34 (略)	32～35 (略)
<p>35 伝染性膿疱性皮膚炎</p> <p>本病は、鼻、口周辺及び口腔内、時に顔面、四肢及び乳頭に、丘疹、膿瘍、潰瘍、痂皮等の皮膚あるいは粘膜病変を形成し、めん羊、山羊、カモシカのほか、人にも感染する人畜共通伝染病で、我が国をはじめ世界各国に発生している。本病は、晩夏から冬にかけて若齢めん羊に好発し、発病率は100%と高いものの、致死率は数%以</p>	<p>36 伝染性膿疱性皮膚炎</p> <p>本病は、鼻、口周辺及び口腔内、時に顔面、四肢及び乳頭に、丘疹、膿瘍、潰瘍、痂皮等の皮膚あるいは粘膜病変を形成し、めん羊、山羊、カモシカのほか、人にも感染する人畜共通伝染病で、我が国をはじめ世界各国に発生している。本病は、晩夏から冬にかけて若齢めん羊に好発し、発病率は100%と高いものの、致死率は数%以</p>

<p>内で一般に予後は良好である。しかしながら、重症例では発熱、衰弱、体重減少、採食困難、二次感染等を起こし、経済的な被害は少ない場合もある。</p> <p>また、本病は、臨床的に口蹄疫と類似した症状を示すことがあることから、口蹄疫との類症鑑別が重要である。本病の疑いのある症状を示す家畜が発見された場合には、臨床症状と疫学的なまん延状況を的確に把握した上で口蹄疫等との鑑別を行うが、臨床疫学的な鑑別が困難な場合には、速やかに動物衛生課に通報し、<u>特定家畜伝染病防疫指針</u>に基づく措置を取る必要がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>内で一般に予後は良好である。しかしながら、重症例では発熱、衰弱、体重減少、採食困難、二次感染等を起こし、経済的な被害は少ない場合もある。</p> <p>また、本病は、臨床的に口蹄疫と類似した症状を示すことがあることから、口蹄疫との類症鑑別が重要である。本病の疑いのある症状を示す家畜が発見された場合には、臨床症状と疫学的なまん延状況を的確に把握した上で口蹄疫等との鑑別を行うが、臨床疫学的な鑑別が困難な場合には、速やかに動物衛生課に通報し、<u>海外悪性伝染病防疫要領</u>に基づく措置を取る必要がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>36 (略)</p>	<p>37 (略)</p>
<p>37 オーエスキー病</p> <p><u>本病は、全国的に清浄化が進展しているが、一部の地域では野外ウイルス感染豚が確認されているほか、本病ウイルスに対する抗体を保有した野生いのししも確認されている。このため、法第12条の3の飼養衛生管理基準に基づく野生動物対策を確実に実施するとともに、「オーエスキー病防疫対策要領」(平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通達)に基づき、清浄性の維持(野外ウイルス感染豚が確認されている地域にあっては清浄化の推進)のため、防疫措置を的確に講ずるよう関係者を指導する必要がある。</u></p>	<p>38 オーエスキー病</p> <p><u>本病の発生は、関東地域並びに東北及び九州の一部地域に局限しているが、これら発生地域では浸潤度が高まっている等、地域によりその浸潤状況に著しい差異を生じている。このため、本病については、「オーエスキー病の防疫対策要領について」(平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通達)に基づき、清浄化を図ることを基本方針として地域ごとの浸潤状況に応じた防疫措置を的確に講ずるよう関係者を指導する必要がある。</u></p>
<p>38・39 (略)</p>	<p>39・40 (略)</p>
<p>40 豚流行性下痢</p> <p><u>本病については、「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」(平成26年10月24日付け26消安第3377号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、発生予防対策及びまん延防止対策を講じる必要がある。</u></p>	<p>41 豚流行性下痢</p> <p><u>本病は、これまで散発的な発生が認められてきたが、一九九六年になって哺乳豚を中心に集団的な発生により大きな被害を生じた。このことから、本病対策については、侵入防止に重点を置いて発生予防に努め、また、必要に応じてワクチンの有効利用を図るとともに、発生した場合には発症豚と健康豚との隔離等を基本とし、以下による対策を講ずる必要がある。</u></p> <p>(1) <u>家畜保健衛生所は、発生予防のため養豚農家への衛生管理の徹底指導、立入検査、病性鑑定等を実施する必要がある。</u></p> <p>(2) <u>発生予防に関する養豚農家への指導については、「種豚場等養豚施設における衛生対策」の徹底が重要である。</u></p> <p>(3) <u>発生時には、発生豚の隔離、発生豚舎等の消毒、豚の移動の自</u></p>

	<p>肅等の措置の徹底について指導する必要がある。</p>
41～43 (略)	42～44 (略)
<p>44 鳥インフルエンザ</p> <p>規則第2条に規定される鳥インフルエンザは、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」及び「低病原性鳥インフルエンザ」以外のものをいう。本病そのものによる発生と発生に伴う被害の増大の防止を図るため、衛生的な飼養管理の徹底に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>45 鳥インフルエンザ</p> <p>規則第2条に規定される鳥インフルエンザは、家畜伝染病である「家きんペスト」(トリインフルエンザA型ウイルスのうち血清型H5、H7及び高病原性のもの)以外のものをいう。本病そのものによる発生と発生に伴う被害の増大の防止を図るため、衛生的な飼養管理の徹底に重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
45～55 (略)	46～56 (略)
Ⅲ (略)	Ⅲ (略)
<p>別記1</p> <p>監視伝染病のサーベイランス対策指針</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サーベイランス実施地域及びその対象疾病</p> <p>サーベイランスは、その対象とする監視伝染病の病性、発生状況、地理的分布、この疾病に対する防疫措置の必要度等を総合的に勘案し、地理的領域を全国的あるいは地域的の二つに分類して行うものとする。</p> <p>なお、これらの実施に当たり検査法等の詳細な事項については、<u>動物衛生研究部門</u>等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図り動物衛生課が策定し、<u>動物衛生課長</u>から別途通知し、徹底する。</p> <p>3 サーベイランス実施の手順</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 結果の分析及び評価</p> <p>ア 全国的に集計された情報については、動物衛生課が<u>動物衛生研究部門</u>等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図りつつ、科学的・客観的に分析・評価を行うこととする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>別記1</p> <p>監視伝染病のサーベイランス対策指針</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 サーベイランス実施地域及びその対象疾病</p> <p>サーベイランスは、その対象とする監視伝染病の病性、発生状況、地理的分布、この疾病に対する防疫措置の必要度等を総合的に勘案し、地理的領域を全国的あるいは地域的の二つに分類して行うものとする。</p> <p>なお、これらの実施に当たり検査法等の詳細な事項については、<u>動物衛生研究所</u>等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図り動物衛生課が策定し、<u>農林水産省消費・安全局動物衛生課長</u>(以下「<u>動物衛生課長</u>」という。)から別途通知し、徹底する。</p> <p>3 サーベイランス実施の手順</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 結果の分析及び評価</p> <p>ア 全国的に集計された情報については、動物衛生課が<u>動物衛生研究所</u>等の関係機関及び関係する分野の専門家と相互に連携を図りつつ、科学的・客観的に分析・評価を行うこととする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>

別記 2 ～ 5 (略)	別記 2 ～ 5 (略)
<p>別記 6 競馬場等の集団飼育施設における衛生対策指針 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫・衛生管理の実施基準 (1) (2) (略) (3) 予防接種</p> <p>馬インフルエンザ、流行性脳炎等の予防接種は、県当局と協議して計画的に実施し、注射証明書を整備しておく。</p> <p>3 (略)</p>	<p>別記 6 競馬場等の集団飼育施設における衛生対策指針 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫・衛生管理の実施基準 (1) (2) (略) (3) 検査及び予防接種 ア 馬伝染性貧血 法第五条の規定に基づく検査を実施する。検査は、家畜保健衛生所と協議の上、地域ブロック毎に同一時期に実施するよう努める。 イ 予防接種 馬インフルエンザ、流行性脳炎等の予防接種は、県当局と協議して計画的に実施し、注射証明書を整備しておく。</p> <p>3 (略)</p>
<p>別記 7 輸入家畜の着地検査指針</p> <p>1 着地検査期間 着地検査は、着地検査を実施する場所（以下「仕向先」という。）に家畜（法第 2 条及び政令第 1 条の表の下欄に掲げる家畜）が到着した後原則として 3 カ月間実施する必要がある。ただし、競走馬及び乗馬のうち遠征を実施したものに対して行う着地検査については「海外遠征馬の帰国時における輸入検疫及び着地検査について」（平成 2 年 8 月 10 日付け 2 畜 A 第 1654 号農林水産省畜産局長通達）の記の 3 に定めるところにより、その期間を 3 週間にまで短縮することができる。また、その他の偶蹄類、兎、犬、みつばち、動物園で展示に供せられる家畜等の着地検査については、原則として実施しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の行う調査指導等 (略)</p> <p>(1) 着地検査場所 ア～エ (略)</p> <p>(2) 着地検査期間中の家畜の移動制限等について ア～ウ (略)</p>	<p>別記 7 輸入家畜の着地検査指針</p> <p>1 着地検査期間 着地検査は、着地検査を実施する場所（以下「仕向先」という。）に家畜（牛、水牛、馬、豚、<u>緬羊、山羊、鶏等の初生ひな</u>）が到着した後原則として 3 カ月間実施する必要がある。ただし、競走馬及び乗馬のうち遠征を実施したものに対して行う着地検査については「海外遠征馬の帰国時における輸入検疫及び着地検査について」（平成 2 年 8 月 10 日付け 2 畜 A 第 1654 号農林水産省畜産局長通達）の記の 3 に定めるところにより、その期間を 3 週間にまで短縮することができる。また、その他の偶蹄類、兎、犬、みつばち及び動物園で展示に供せられる<u>牛等</u>の着地検査については、原則として実施しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県の行う調査指導等 (略)</p> <p>(1) 着地検査場所 ア～エ (略)</p> <p>(2) 着地検査期間中の家畜の移動制限等について ア～ウ (略)</p>

(3) 飼養衛生管理

ア～キ (略)

ク 輸入馬(輸入後、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養される肥育用馬を除く。)については、輸入後少なくとも1カ月の間隔をあげ、着地検査期間中に馬伝染性貧血の検査を受けるよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導すること。なお、着地検査期間を1カ月以下に短縮した海外遠征馬については、可能な限り当該期間の終了直前に検査を受けるよう助言・指導すること。

ケ 輸入された肥育用馬については、輸入後、と畜場に出荷するまでの間、国内で飼養されている他の用途に供する馬と隔離して飼養するよう輸入家畜飼養者に対して助言・指導すること。

4 県の行う着地検査

(1) 県は、輸入家畜飼養者と密接な連絡を保ち、着地検査期間中は、臨床観察を中心として行い、健康状況の把握に努めることが重要である。

なお、検査は、導入時に実施した後は、月に1回程度実施すべきである。また、異状を認めた場合等、必要に応じて、血清学的検査等の精密検査を実施する。

(2) 県は、原則として、輸入検査中に監視伝染病が摘発された家畜と疫学的な関連がある家畜について、着地検査期間中に少なくとも1回当該疾病の精密検査を実施する必要がある。この場合、第1回目の精密検査は当該家畜が着地検査場所に到着した後、おおむね2週間～1カ月の間に行う。ただし、当該疾病がアナプラズマ病、ピロプラズマ病又は馬ウイルス性動脈炎である場合の精密検査については、次により行う。

ア～ウ (略)

5 (略)

(削る)

(3) 飼養管理

ア～キ (略)

(新設)

(新設)

4 県の行う着地検査

(1) 県は、輸入家畜飼養者と密接な連絡を保ち、着地検査期間中は、臨床観察を中心として行い、健康状況の把握に努めることが重要である。

なお、検査は、導入時に実施した後は、月に1回程度実施すべきである。また、異常を認めた場合は血清学的検査等の精密検査を実施する必要がある。

(2) 県は、原則として、輸入検査中に監視伝染病が摘発された家畜と同一の畜舎に収容されていたすべての家畜について、着地検査期間中に少なくとも1回当該疾病の精密検査を実施する必要がある。この場合、第1回目の精密検査は当該家畜が着地検査場所に到着した後、おおむね2週間～1カ月の間に行う。ただし、当該疾病がアナプラズマ病、ピロプラズマ病又は馬ウイルス性動脈炎である場合の精密検査については、次により行う。

ア～ウ (略)

5 (略)

別記8

牛のブルセラ病又は結核病の検査に関する農林水産大臣が定める区域等の指定について

規則第9条第2項の農林水産大臣が定める区域とは、区域が指定された日から起算して過去5年以内にブルセラ病又は結核病の発生があった区域及び発生区域と疫学的に関連のある区域とし、市町村を単位とする。また、当該区域は、毎年度末に告示する。

ただし、以下に掲げる条件を満たす区域にあっては、農林水産大臣が定める区域から除くことができる。

	<p>1 <u>過去3年の間に定期的な検査が少なくとも1回行われており、ブルセラ病又は結核病の発生のおそれがないことが確認されていること。</u></p> <p>2 <u>当該区域の家畜防疫指導を担当できる獣医師がいること。</u></p> <p>3 <u>当該区域外から導入される牛についての導入状況、衛生状況が十分に把握できる体制にあること。</u></p>												
<p>別記様式 1</p> <p>1 発生報告</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 520 331 794">対象疾病</td> <td data-bbox="331 520 1115 794"> <p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</p> <p>2・3 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 794 331 826">報告事項</td> <td data-bbox="331 794 1115 826">1～6 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 826 331 1066">備考</td> <td data-bbox="331 826 1115 1066"> <p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課防疫業務班</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p> </td> </tr> </table>	対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</p> <p>2・3 （略）</p>	報告事項	1～6 （略）	備考	<p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課防疫業務班</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p>	<p>別記様式 1</p> <p>1 発生報告</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 520 1288 794">対象疾病</td> <td data-bbox="1288 520 2080 794"> <p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>家きんペスト又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</u></p> <p>2・3 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 794 1288 826">報告事項</td> <td data-bbox="1288 794 2080 826">1～6 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 826 1288 1066">備考</td> <td data-bbox="1288 826 2080 1066"> <p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課長又は国内防疫班担当課長補佐の自宅</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p> </td> </tr> </table>	対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>家きんペスト又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</u></p> <p>2・3 （略）</p>	報告事項	1～6 （略）	備考	<p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課長又は国内防疫班担当課長補佐の自宅</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p>
対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</p> <p>2・3 （略）</p>												
報告事項	1～6 （略）												
備考	<p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課防疫業務班</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p>												
対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>家きんペスト又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜（規則第25条第1項第1号）</u></p> <p>2・3 （略）</p>												
報告事項	1～6 （略）												
備考	<p>日本に現存しない重要伝染病及び緊急事態が発生し、その報告が休日又は勤務時間以外となる場合は<u>動物衛生課長又は国内防疫班担当課長補佐の自宅</u>に報告すること。</p> <p>なお、当局においても各県における休日又は勤務時間外の緊急連絡先を承知しておきたいので変更のあった場合はその都度報告するものとする。</p>												
<p>2 発生詳細報告（動物衛生課への報告のみとする。）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1129 331 1369">対象疾病</td> <td data-bbox="331 1129 1115 1369"> <p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜</p> <p>2 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1369 331 1401">報告事項</td> <td data-bbox="331 1369 1115 1401">1～6 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1401 331 1436">備考</td> <td data-bbox="331 1401 1115 1436">終息後速やかに文書により動物衛生課に報告するものと</td> </tr> </table>	対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜</p> <p>2 （略）</p>	報告事項	1～6 （略）	備考	終息後速やかに文書により動物衛生課に報告するものと	<p>2 発生詳細報告（動物衛生課への報告のみとする。）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 1129 1288 1369">対象疾病</td> <td data-bbox="1288 1129 2080 1369"> <p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ又は<u>家きんペストの患畜又は疑似患畜</u></p> <p>2 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1369 1288 1401">報告事項</td> <td data-bbox="1288 1369 2080 1401">1～6 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1401 1288 1436">備考</td> <td data-bbox="1288 1401 2080 1436">終息後速やかに文書により動物衛生課<u>あて</u>報告するもの</td> </tr> </table>	対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ又は<u>家きんペストの患畜又は疑似患畜</u></p> <p>2 （略）</p>	報告事項	1～6 （略）	備考	終息後速やかに文書により動物衛生課 <u>あて</u> 報告するもの
対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、<u>高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（規則第1条の2各号に掲げるものに限る。）</u>の患畜又は疑似患畜</p> <p>2 （略）</p>												
報告事項	1～6 （略）												
備考	終息後速やかに文書により動物衛生課に報告するものと												
対象疾病	<p>1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ又は<u>家きんペストの患畜又は疑似患畜</u></p> <p>2 （略）</p>												
報告事項	1～6 （略）												
備考	終息後速やかに文書により動物衛生課 <u>あて</u> 報告するもの												

する。

とする。

別記様式 2

平成 年度家畜伝染病予防事業計画書  
県（都道府）名  
単位：頭、千羽、群、%

1 家畜の飼養状況

	牛			豚			鶏			みつぱち			
	飼養羽数			飼養羽数			飼養羽数			飼養群数			
	乳用牛	肥育	計	子豚/産豚	その他	計	種鶏	採卵鶏	肉用鶏	計	定飼	転飼	計
前年													
事業年													
前年比													

	その他の家畜						摘要
	飼養頭数						
	馬	めん羊	山羊	いのしし	その他	計	
前年							
事業年							
前年比							

- (注) 1. (略)  
 2. その他の家畜のその他欄には、水牛、鹿等の具体的な家畜の種類を記載する。
- 2 (略)  
 3 平成 年度重点実施事業の概要  
 (略)  
 (注) 1. (略)  
 2. 対象畜種の範囲は用途（肉用又は乳用、育成又は繁殖、採卵、肉用又は種鶏等）を記入する。
- 4 (略)  
 5 薬品使用（購入）計画

別記様式 2

平成 年度家畜伝染病予防事業計画書  
県（都道府）名  
単位：頭、千羽、群、%

1 家畜の飼養状況

	牛			豚			鶏			馬			みつぱち			
	飼養羽数			飼養羽数			飼養羽数			飼養頭数			飼養群数			
	乳用牛	肉用牛	計	子豚/産豚	その他	計	種鶏	採卵鶏	肉用鶏	計	軽種	その他	計	定飼	転飼	計
前年																
事業年																
前年比																

	その他の家畜		摘要
	飼養頭数		
		計	
前年			
事業年			
前年比			

- (注) 1. (略)  
 2. その他の家畜には、それぞれめん羊、山羊、しか、いのししを記載する。
- 2 (略)  
 3 平成 年度重点実施事業の概要  
 (略)  
 (注) 1. (略)  
 2. 対象畜種の範囲は例えば育成牛、繁殖豚、種鶏等対象畜種の範囲がわかるように記入する。
- 4 (略)  
 5 薬品使用（購入）計画



薬品名	実施頭羽数(延)	使用(購入)量		販売単位当たりの単価(円)	所要金額(円)	摘要
		数量 (単位:本、箱等)	販売単位当たりの容量 (単位:g, ml, 箱等)			
消毒薬品						
検査薬品						
薬浴・控						
殺菌分薬						
感染症防止						
合計						

(注) 1. (略)

2. 消毒薬品とは、大臣指定告示の一のイに掲げる薬品をいい、家畜伝染病予防法施行規則別表第三及び別表第四に規定する消毒の基準に記載されている薬品及びそれらの薬品を含有して同消毒の基準に相当する効力を有する消毒薬品を含む。また、家畜伝染病予防法施行規則別表第二の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件(平成16年6月2日農林水産省告示第1128号)に定める医薬品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定に基づき承認を受けたものに限る。

3. ~ 8. (略)

### 6 動物用生物学的製剤使用(購入)計画

動物用生物学的製剤名	使用(購入)計画					所要経費			摘要
	前期(4月~9月)		後期(10月~3月)		合計	1頭羽当たりの平均使用量	販売単位当たりの単価(円)	金額(円)	
	実施頭羽数(延頭羽数)	使用(購入)量(本・箱等)	実施頭羽数(延頭羽数)	使用(購入)量(本・箱等)					
計									

(注) 1. 動物用生物学的製剤とは医薬品医療機器等法第43条の検定を受けた動物用生物学的製剤をいう。

薬品名	実施頭羽数(延)	使用(購入)量		1小分け容量当たりの単価(円)	所要金額(円)	摘要
		数量 (単位:本、袋、ドース等)	1小分け容量当たりの単位 (単位:g, ml, ドース等)			
消毒薬品						
検査薬品						
薬浴・控						
殺菌分薬						
感染症防止						
合計						

(注) 1. (略)

2. 消毒薬品とは、大臣指定告示の一のイに掲げる薬品をいい、家畜伝染病予防法施行規則別表第二及び別表第三に規定する消毒の基準に記載されている薬品及びそれらの薬品を含有して同消毒の基準に相当する効力を有する消毒薬品を含む。また、家畜伝染病予防法施行規則別表第二の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品及び別に定める使用の方法を定める件(平成16年6月2日農林水産省告示第1128号)に定める医薬品は、薬事法の規定に基づき承認を受けたものに限る。

3. ~ 8. (略)

### 6 動物用生物学的製剤使用(購入)計画

動物用生物学的製剤名	使用(購入)計画					所要経費			摘要
	前期(4月~9月)		後期(10月~3月)		合計	1頭羽当たりの平均使用量	最少小分け容量当たりの単価(円)	金額(円)	
	実施頭羽数(延頭羽数)	使用(購入)量(本・ドース等)	実施頭羽数(延頭羽数)	使用(購入)量(本・ドース等)					
計									

(注) 1. 動物用生物学的製剤とは薬事法第43条の検定を受けた動物用生物学的製剤をいう。

